

第 4 回 定 例 会

令和 4 年度予算案関係資料

茨 城 県

目 次

I	令和4年第4回県議会定例会提出議案等一覧	(1)
II	令和4年度11月補正予算案の概要	
	1 基本的な考え方	(2)
	2 補正予算の規模	(2)
	3 主な事業	(3)
	4 債務負担行為	(4)
	5 一般会計補正予算款別内訳（歳入）	(7)
	6 一般会計補正予算款別内訳（歳出）	(8)
III	債務負担行為一覧	(9)
IV	条例その他の議案の概要	(11)
V	報告事項	(17)

予 算	1 件	(一般会計 1 件)
-----	-----	------------

条例その他	21 件	(条 例 6 件 その他 15 件)
-------	------	--------------------

報 告	1 件	(専 決 1 件)
-----	-----	-----------

(注) この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

I 令和4年第4回県議会定例会提出議案等一覧

(予算)

- 1 令和4年度茨城県一般会計補正予算（第5号）

(条例その他)

- 1 個人情報保護に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 5 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 6 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

Ⅱ 令和４年度１１月補正予算案の概要

１ 基本的な考え方

コロナ禍における原油価格・物価高騰等への対応として、経営環境が特に悪化している事業者への応援金の給付などを行うほか、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や県政の課題等へ対応するために必要な事業について計上するもの。

２ 補正予算の規模

(単位：百万円)

区 分	現計 A	今回補正予算 B	補正後 計 A + B
一般会計	1, 3 0 5, 1 8 3	1 5, 8 7 9	1, 3 2 1, 0 6 2
特別会計	4 6 4, 1 1 5	—	4 6 4, 1 1 5
企業会計	1 2 5, 4 4 2	—	1 2 5, 4 4 2
合 計	1, 8 9 4, 7 4 0	1 5, 8 7 9	1, 9 1 0, 6 1 9

・今回の補正予算に係る所要の一般財源については、前年度からの繰越金を充当した。

<参考> 新型コロナウイルス感染症対策予算の規模

(単位：百万円)

区 分	現計 a	今回補正予算 b	合計 a+b
一般会計	1 9 0, 8 9 9	1 5, 4 7 5	2 0 6, 3 7 4

(注意) 単位未満の四捨五入により、合計と各項目の足し上げが一致しない場合がある。

3 主な事業

(単位：百万円)

注) 事業名の後ろに ※ を付したものは新型コロナウイルス感染症対策予算

(1) コロナ禍における原油価格・物価高騰等対策 1 2, 2 2 1

新 事業継続臨時応援金 ※ 1, 7 8 0

(コロナ禍や物価高騰の影響により経営環境が特に悪化している事業者への応援金の給付)

・ 中小企業融資資金貸付金 ※ 【融資枠 3 0, 0 0 0】 1 0, 0 0 0

(中小企業の新たなビジネスモデルへの転換及び脱炭素化に資する設備導入を支援するための融資枠の拡充)

新 土地改良区省エネルギー化促進事業 ※ 3 4 6

(省エネ化に取り組む土地改良区に対し農業水利施設の電気料金高騰分の一部を補助)

新 新型コロナウイルス対応医療機関等物価高騰応援金 ※ 9 5

(発熱外来等感染症対応に取り組む医療機関等に対する応援金の給付)

(2) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備等 3, 2 5 4

・ 感染症予防医療法施行事業 ※ 3, 1 2 2

(感染拡大に備えた宿泊療養施設の借上期間の延長及び外来医療費の公費負担の増等)

新 産科医療機関院内感染防止対策事業 ※ 1 3 2

(新型コロナウイルスに感染した妊産婦の入院受入体制整備のための設備整備等の補助)

(3) 県政の課題等への対応 7 7

新 G 7 内務・安全担当大臣会合準備事業 1 0

(2 0 2 3 年 G 7 内務・安全担当大臣会合の開催に向けた準備)

・ わくわく茨城生活実現事業 6 7

(東京圏から本県への移住者の増加に伴う移住支援金の増)

(4) その他 3 2 7

・ 県税に係る過誤納還付金等関連事業 3 2 7

(法人事業税の大口還付が生じたことに伴う県税過誤納還付金等の増)

4 債務負担行為

1 2 件

(工事請負契約 1 件、利子補給 1 件、損失補償 1 件、指定管理施設の管理運営のための協定に係るもの 9 件)



事業継続臨時応援金（新規）

【R4.11月補正予算額 1,780百万円】

産業戦略部中小企業課経営支援室（029-301-3550）
農林水産部農業政策課戦略推進G（029-301-3828）

コロナ禍からの回復が遅れ、価格転嫁も進まないこと等により、売上高（事業収入）が減少し、経営環境が特に悪化している事業者（中小企業・農林水産業者等）を応援するため、臨時応援金を支給します。

支給対象	県内事業者（業種・法人形態を問わない。外形要件を満たす。） （外形要件） ○申請時点において茨城県内に主たる事業所を有し、かつ、令和3年において所得税又は法人税の納税地を本県内としていること ※非課税団体は、県内に主たる事業所を有していること ○確定申告等で売上高（事業収入）の金額が確認できること ○農業者（畜産を含む）は、法人・認定農業者等を対象 等
支給要件	（1）令和4年1～10月（又は1～11月、1～12月）の売上高（事業収入）が、令和3年の同期間の売上高と比較して20%以上減少していること （2）令和3年（1～12月）における年間売上高（事業収入）が120万円以上であること ※（1）と（2）をともに満たすこと。
支給額	一律10万円
申請期間	令和4年12月受付開始予定



中小企業融資資金貸付金

【R4.11月補正予算額 10,000百万円】

産業戦略部産業政策課金融G（029-301-3530）

コロナ禍においてエネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業者の新たなビジネスモデルへの転換や脱炭素化に資する設備導入を促進するため、新分野進出等支援融資の融資枠を拡充します。

新分野進出等支援融資 預託額 10,000百万円	
新規融資枠	450億円（300億円追加）
融資対象者	①新たな事業分野への進出、事業や業態の転換、事業規模の拡大、海外への事業展開に意欲的に挑戦する中小企業者 ②脱炭素化に資する設備を導入し、経営力強化を図る中小企業者【拡充】
融資限度額	設備資金：1億円 運転資金：3,000万円
融資期間	設備資金：10年（据置2年） 運転資金：5年（据置1年）
融資利率	年1.3～1.6% → 0.0% （県が3年間10割利子補給）
信用保証料率	1.71%以内 → 0.855%以内（県が5割補助）

【脱炭素化に資する設備導入とは】

再生可能エネルギー関連設備の導入、
省エネ性能の高い事業用設備への更新、事業所の省エネ改修 等





土地改良区省エネルギー化促進事業（新規）

【R4. 11月補正予算額 346百万円】

農林水産部農地局農村計画課土地改良指導G（029-301-4142）

農業者の用水利用等に係る負担軽減と土地改良区の経営体質強化を図るため、省エネルギー化に取り組む土地改良区に対して、農業水利施設の電気料金高騰分を支援します。

【事業対象者】

省エネ化計画を作成し、令和7年度までに
消費電力量10%以上削減に取り組む県内の土地改良区

【補助対象経費】

令和4年4月から9月までの農業水利施設の電気料金高騰額（※）

※令和3年4月から9月までの電気料金の実績値を基に、令和4年同期の電気料金値上率(55%)を乗じた額から、土地改良区の節電等自助努力分(10%相当)を差し引いた額

【補助率】

1/2以内

土地改良区が管理する農業水利施設

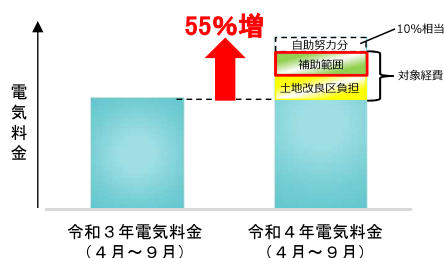


用水機場



用排水ポンプ設備

農業水利施設の電気料金高騰の状況



新型コロナウイルス対応医療機関等物価高騰応援金（新規）

【R4. 11月補正予算額 95百万円】

保健医療部保健政策課地域保健支援G（029-301-6203）

物価高騰が続く中、新型コロナウイルス感染症への対応に積極的に取り組む医療機関等に対し、応援金を給付することで、安定的・持続的な医療提供体制の確保を図ります。

給付対象

①～③のいずれかに該当する医療機関等（入院病床確保補助対象医療機関は除く）

①診療・検査医療機関（発熱外来）

発熱患者の診療や検査を行う医療機関として県から指定を受けた医療機関
（ただし、診療及び検査ともに自院患者以外にも実施し、かつ、県HPで公表している医療機関に限る。）

②健康フォローアップ協力医療機関・訪問看護事業者

自宅療養者の診療を行う医療機関等

③後方支援病院

療養期間を過ぎても他の疾病により在宅に戻れない患者を受け入れる医療機関



給付額

1医療機関等あたり10万円（重複支給有）

産科医療機関院内感染防止対策事業（新規）

【R4.11月補正予算額 132百万円】

保健医療部医療局医療政策課医療整備G（029-301-3186）

新型コロナウイルスに感染した妊産婦の入院受入や分娩対応を確実に実施できるよう、分娩取扱医療機関の院内感染を防止するために必要な設備整備等を支援します。

背景・目的

- 第7波において、新型コロナウイルス感染者の急増に伴い、妊産婦の感染者も増加し、入院受入や分娩対応が可能な産科がある16の感染症指定医療機関等に負担が集中。
- 今後の感染拡大に備えて、県内分娩取扱医療機関における院内感染防止のための設備整備等を促進することで、新型コロナウイルスに対応した周産期医療体制を強化する。

事業内容

- 補助対象医療機関：県内分娩取扱医療機関 44医療機関（病院：22、診療所：22）
- 補助対象：
 - ・初度設備費 ・个人防护具 ・簡易陰圧装置 ・簡易ベッド
 - ・空気清浄機 ・パーテーション ・保育器 ・分娩台
- 補助率：10/10



G7内務・安全担当大臣会合準備事業（新規）

【R4.11月補正予算額 10百万円】

営業戦略部国際観光課国際企画G（029-301-3632）

2023年G7内務・安全担当大臣会合の開催に向け、官民連携による推進協議会を設立し、会合の開催支援を行うとともに、各国閣僚等の参加者へ心のもったおもてなしの提供や茨城の様々な魅力を世界に発信し、地域の活性化につなげます。

○ 事業概要（10百万円）

大臣会合の開催支援やおもてなし、茨城の魅力発信を行う推進協議会に対する負担金の拠出（令和4年度実施分）

【内容】

- ・県及び水戸市、関連団体等で構成する推進協議会の設立及び運営
- ・機運醸成、魅力発信の実施 等

<参考> 内務・安全担当大臣会合の概要

- 1 会合の概要：国際組織犯罪、国際テロ、サイバーセキュリティなど、国際社会における治安課題を議論
- 2 開催時期等
 - ・開催時期：2023年中（令和5年）
 - ・開催地：水戸市
 - ・参加国等：フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダ、欧州連合（EU）、国際刑事警察機構（インターポール）



2019年茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合レセプション

5 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
県 税	398,113	—	398,113
地方消費税清算金	130,320	—	130,320
地方譲与税	53,162	—	53,162
地方特例交付金	2,100	—	2,100
地方交付税	196,732	—	196,732
交通安全対策特別交付金	754	—	754
分担金及び負担金	8,115	—	8,115
使用料及び手数料	16,181	—	16,181
国庫支出金	223,949	4,987	228,936
財産収入	2,338	—	2,338
寄附金	114	—	114
繰入金	23,160	—	23,160
繰越金	6,576	892	7,468
諸収入	145,291	10,000	155,291
県 債	98,278	—	98,278
計	1,305,183	15,879	1,321,062

6 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議 会 費	1,704	—	1,704
総 務 費	38,455	337	38,792
企 画 開 発 費	11,109	67	11,176
生 活 環 境 費	17,040	—	17,040
保 健 福 祉 費	304,693	3,349	308,042
労 働 費	2,646	—	2,646
農 林 水 産 業 費	43,069	346	43,415
商 工 費	151,330	11,780	163,110
土 木 費	101,555	—	101,555
警 察 費	62,316	—	62,316
教 育 費	262,977	—	262,977
災 害 復 旧 費	831	—	831
公 債 費	146,026	—	146,026
諸 支 出 金	159,432	—	159,432
予 備 費	2,000	—	2,000
計	1,305,183	15,879	1,321,062

Ⅲ 債務負担行為一覧

[一般会計]
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城県立あすなろの郷建設工事請負契約	茨城県立あすなろの郷セーフティネット棟建設に係る工事請負契約を締結する。	自 令和5年度 至 令和6年度	10,950,788千円
那珂湊漁港駐車場の管理運営に係る協定	那珂湊漁港駐車場の管理運営に係る協定を株式会社暁恒産と締結する。	自 令和5年度 至 令和9年度	77,000千円
那珂湊漁港水門の管理運営に係る協定	那珂湊漁港水門の管理運営に係る協定を那珂湊漁業協同組合と締結する。	自 令和5年度 至 令和9年度	143,440千円
大子広域公園の管理運営に係る協定	大子広域公園の管理運営に係る協定を大子町と締結する。	自 令和5年度 至 令和9年度	177,645千円
鹿島灘海浜公園の管理運営に係る協定	鹿島灘海浜公園の管理運営に係る協定を銚田市と締結する。	自 令和5年度 至 令和9年度	91,190千円
北浦川緑地の管理運営に係る協定	北浦川緑地の管理運営に係る協定を取手市と締結する。	自 令和5年度 至 令和7年度	32,742千円
港公園の管理運営に係る協定	港公園の管理運営に係る協定を神栖市と締結する。	自 令和5年度 至 令和7年度	57,483千円
笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定	笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定を笠間市と締結する。	令和5年度	63,676千円
県西総合公園の管理運営に係る協定	県西総合公園の管理運営に係る協定を筑西広域市町村圏事務組合と締結する。	令和5年度	34,004千円
赤塚公園の管理運営に係る協定	赤塚公園の管理運営に係る協定を橋本造園土木株式会社と締結する。	令和5年度	33,000千円

(変 更 分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
新分野進出等支援 融資損失補償	変更前 新分野進出等支援融資制度及び小規模 企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保 証協会が保証した債務によって損失が生 じたときは、県がその損失を補償する旨の 契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和19年度	286,000千円
	変更後 同 上	同 上	857,000千円
新型コロナウイルス 感染症対策利子補給	変更前 茨城県新型コロナウイルス感染症対策 利子補給金交付要項に基づき、金融機関が 中小企業者に対し、令和4年度において資 金を貸し付けたときは、県は当該中小企業 者に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和7年度	687,423千円
	変更後 同 上	自 令和5年度 至 令和8年度	2,609,667千円

IV 条例その他の議案の概要

議 案	内 容
(総務課、行政経営課、財政課) 個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、関係条例を一括整備しようとするものである。	改正の内容 1 個人情報の保護に関する法律において全国的な共通ルールが規定されたことに伴う規定の整備 (1) 個人情報の定義、開示請求手続等に係る規定の削除等 (2) 開示決定等の期限（原則 15 日以内）及び同期限の特例（45 日以内に処理できない場合の措置）について規定 (3) 開示請求に係る実費相当額の徴収について規定 2 行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入に伴い、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の新設 行政機関等匿名加工情報利用手数料 21,000 円＋行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに 3,950 円 外 ※ 行政機関等匿名加工情報：行政機関等が保有する個人情報を、特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報 3 その他所要の改正 (参考) 改正条例（4 条例） ・ 茨城県行政組織条例 ・ 茨城県情報公開条例 ・ 茨城県手数料徴収条例 ・ 茨城県個人情報の保護に関する条例 (施行日 令和 5 年 4 月 1 日)
(人事課) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 人事委員会の勧告に伴い、職員の給料月額を改定する等、所要の改正をしようとするものである。	改正の内容 1 月例給の引上げ 若年層の給料表の引上げ 平均＋0.21% 2 期末・勤勉手当の引上げ 年間支給月数 4.3 月分 → 4.4 月分（一般職） 3.25 月分 → 3.3 月分（特別職） (施行日 公布の日外)

議 案	内 容
(人事課) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 国家公務員退職手当法の運用方針等の一部改正を踏まえ、所要の改正をしようとするものである。	改正の内容 非常勤職員に対して退職手当を支給する要件のうち、1月間の勤務日数について、国家公務員の取扱いに準じて緩和するもの 18日以上 →18日（1月間の勤務を要する日数が20日に満たない場合は、18日から20日と当該日数との差を減じた日数）以上 (施行日 公布の日)
(財政課、女性活躍・県民協働課) 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例 旅券法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。	改正の内容 1 旅券発行後、申請者が6か月以内に当該旅券を受領せず、当該旅券がその効力を失った場合において、申請者が失効後5年以内に再度一般旅券の発給を申請した場合における手数料の新設 ・一般旅券発給手数料 4,000 円 2 旅券の査証欄の増補の廃止に伴う手数料の廃止 ・一般旅券査証欄増補手数料 500 円 3 引用条項の移動 (施行日 令和5年3月27日)
(市町村課) 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 市町村の希望により事務処理の権限を移譲すること等に伴い、所要の改正をしようとするものである。	改正の内容 移譲する事務（12の法令に係る事務）及び市町村（主なもの） ・特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人設立の認証等（行方市） ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく市町村設置の幼保連携型認定こども園に対する立入検査等（常陸大宮市） (施行日 令和5年4月1日外)

議 案	内 容
(廃棄物規制課) 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例 土砂等による土地の埋立て等の適正化を推進し、生活環境の保全及び災害の防止を図るため、所要の改正をしようとするものである。	改正の内容 1 小規模の埋立て等に係る届出制度の創設 小規模の埋立て等に関する情報を把握し、必要な指導を行うことを可能とするため、市町村条例対象外の埋立て等を行う者に対して、新たに県への届出を義務付け ※市町村条例対象外：5,000 m²未満の埋立て等は各市町村の条例で規制しているが、小規模の埋立て等（300 m²未満等）は各市町村の判断で許可の対象外としている。 2 書面の交付・携帯義務の創設 不適正と疑われる事案を発見した際、現地で許可等の手続きを経たものであるか等を直ちに確認できるようにするため、埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土砂等を搬入する者に対しての書面交付並びに土砂等の搬入時の書面携帯を義務付け 3 埋立て等に同意した地権者等への義務付け及び勧告・措置命令の創設 地権者等が関与していると考えられる不適正な事案にも対処できるようにするため、埋立て等に同意した地権者等に対し、土地の管理責任を踏まえた埋立て等の施工状況の確認等を義務付け 義務を怠った者に勧告し、勧告に従わない場合には土砂等の除去その他必要な措置を命令 4 条例の規定に違反した者等の公表制度の創設 土砂等を発生させる者による埋立て等を行う者等の適正な選定に資するため、条例に違反した者の氏名等を公表 5 土砂等搬入禁止区域の指定制度の創設 土砂等を搬入する者を特定できないまま不適正な事案が継続することによる人の生命・財産等を害するおそれを防止するため、土砂等搬入禁止区域を指定し、同区域への土砂等の搬入を禁止 6 罰則（主なもの） 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ・無届埋立て等 ・同意した地権者等への措置命令違反 ・土砂等搬入禁止区域への搬入 ・埋立て等を行う者に対する埋立て等停止命令違反 ・搬入者に対する搬入中止命令違反 7 その他所要の改正 (施行日 令和5年6月1日)